

入札説明書

この入札説明書は、本件調達に関し、関係法令及び本件調達に係る公告に定めるもののほか、一般競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ遵守しなければならない事項を明らかにする。

1 入札に付する事項

- (1) 調達する業務
徳島県情報セキュリティ監査委託業務 一式
- (2) 調達する業務の特質等
徳島県情報セキュリティ監査委託業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。
- (3) 業務委託期間
契約締結日から令和8年2月27日まで
- (4) 業務の実施場所
仕様書のとおり。

2 入札参加者に必要な資格及び資格審査の申請等について

- (1) 必要な資格
 - ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者
 - ② 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格要綱（昭和56年徳島県告示第26号）第4条第1項の規定による審査により資格を有すると認められた者
 - ③ 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていない者
 - ④ 徳島県暴力団排除措置要綱に基づく排除措置を受けていない者
- (2) 資格審査の申請の方法
2の(1)の②において、資格を有していない者は、一般競争入札参加資格申請書（様式第1号、この様式については徳島県ホームページからダウンロードするか、管財課において配布されているものを使用すること。）に必要書類を添付して入札の1週間前までに下記に示す提出場所へ提出しなければならない。（申請内容について審査を担当する職員から説明を求められた場合はこれに応ずるものとする。）資格審査の結果については、申請者へ通知が行われる。

参加資格申請書の提出場所
徳島市万代町1丁目1番地 徳島県庁4階
徳島県企画総務部管財課 調度担当
電話 088-621-2067
ファクシミリ 088-621-2828
電子メールアドレス kanzaika_eshinsei@mail.pref.tokushima.lg.jp

3 入札説明書及び仕様書の交付について

- (1) 期間
令和7年12月1日（月） から 令和7年12月12日（金） まで
- (2) 方法
本公告を行う徳島県ホームページより無料で配布する。

4 問合せ等について

- (1) 仕様等に関する問合せについては、県が指定する質問書の様式を使用して行うこと。
- (2) 受領期限等
 - ① 受領期限
令和7年12月12日（金）正午まで（受領期限を過ぎた質問には回答できない場合がある。）
 - ③ 提出先
所属名 情報政策課
電子メールアドレス jouhouseisakuka@pref.tokushima.lg.jp
 - ④ 提出方法
電子メールによる。それ以外の方法の場合は応じない。
- (3) 問合せに対する回答は、本公告を行う徳島県ホームページに掲載する。

5 入札参加の申込について

- (1) 本件入札に参加しようとする者は、別紙の入札参加申込書を提出すること。
- (2) 入札参加申込書の提出期限、提出場所及び方法
- ① 提出期限
令和7年12月12日(金)
 - ② 受領時間
土曜日、日曜日及び休日等を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで
(ただし、正午から午後1時までの間を除く)
 - ③ 提出場所
所在地 徳島市万代町1丁目1番地 徳島県庁5階
所属名 情報政策課
電話 088-621-2117
ファクシミリ 088-621-2836
電子メールアドレス jouhouseisakuka@pref.tokushima.lg.jp
 - ④ 提出方法
持参又は郵送(郵送の場合は、書留郵便に限ることとし、提出期限までに必着のこと。)

6 入札手続等

- (1) 入札及び開札執行の日時及び場所
- ① 日時
令和7年12月16日(火) 午前10時
 - ② 場所
所在地 徳島県徳島市昭和町3丁目5-3 万代南第2会議室
 - ③ 入札書の提出方法
持参
- (3) 入札の方法等
- ① 入札の方法
「徳島県情報セキュリティ監査委託業務 一式の総価」で行う。
 - ② 入札書の作成、提出等
入札書は所定の様式によるものとし、次に示す内容を満たしていなければならない。
ア 入札書には、入札金額、入札物件、入札保証金、入札年月日並びに住所及び氏名を記載しなければならない。
イ 文字はすべて「かい書」とし、インキ又はボールペンで明確に記載すること。
ウ 「入札金額」はアラビア数字により記載し、訂正してはならない。
「入札金額」は、「徳島県情報セキュリティ監査委託業務 一式」の総価を記載すること。
代金の見積りに当たっては、この入札説明書に記載した条件を満たすため要する経費一切を含めた金額を見積もるものとする。
なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
エ 「入札物件」は、物件名及び数量を明確に記載すること。ただし特に指定した場合は数量の記載は要しない。
オ 入札参加者は、入札物件、契約条項等及び県の係員から指定された事項を承知の上、前号による入札書を作成し、封筒に入れて提出しなければならない。
この場合において、代理人により入札させるときは、代理権を証する委任状を提出しなければならない。
カ 「住所及び氏名」は、次により正確に記載しなければならない。
(ア) 入札参加者は、住所及び氏名(法人、組合等)にあっては当該法人、組合等の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名)を記載すること。
(イ) 代理人が入札する場合は、代理権を与えた入札参加者の住所及び氏名(法人、組合等)にあっては当該法人、組合等の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名)並びに代理人の住所、氏名を記載すること。
キ 入札参加者及びその代理人は、提出した入札書を書き換え又は撤回することができない。
 - ③ 再度入札
開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合において、直ちに再度入札を行う。
再度入札に参加できる者は、最初の入札に参加した者に限る。再度入札の回数は、原則として1回を超えないものとする。
最初の入札で入札書の内容不備により無効入札となった者も、再度入札には参加させることができる。

(4) 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- ① 2に規定する入札参加者に必要な資格のない者の入札
- ② 記名のない入札
- ③ 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、または一定の金額をもって価格を表示しない入札並びに次に掲げるところによりした入札
 - ア 鉛筆、その他容易に改ざんできる筆記具で作成したもの。
 - イ 金額をアラビア数字以外で記載し、または訂正したもの。
 - ウ 「入札物件」で物件名及び数量(数量については、特に指定した場合を除く)の記載のないものまたは記載を誤ったもの。
 - エ 「住所及び氏名」の記載を誤ったもの。
- ④ 同一事項に対してした2通以上の入札
- ⑤ 他人の代理人を兼ね、または2人以上の代理をした者の入札
- ⑥ 代理人が入札する場合に委任状を提出しなかった入札
- ⑦ 郵便によりした入札
- ⑧ 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

(5) 開札

この入札の開札は、原則として入札参加者及びその代理人全員の立ち会いのもとで行うものとする。

(6) 落札

有効な入札書を提出し、かつ入札公告及びこの入札説明書に示した物品等を納入できると認めたものであって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示した入札者を落札者とする。

落札者となるべき同価の入札をしたものが2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。なお、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって本件入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。

7 契約の締結について

(1) 契約の締結期限

落札者は、落札決定の通知を受けた日から起算して5日以内に県が指定する契約書により、契約を締結しなければならない。この期間に落札者が契約の締結をしないときは、その者の落札は効力を失うものとする。

(2) 契約条項

契約書(案)によることとする。

(3) 契約条項を示す場所及び契約を担当する機関

5に同じ

(4) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(5) 入札保証金及び契約保証金

免除

(6) その他

落札者が、落札時から契約締結時までの間に徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けた場合には契約を締結しないこととする。

落札者が、落札後に徳島県暴力団排除措置要綱に基づく排除措置を受けた場合には、契約を締結しないこととする。また、契約締結後に判明した場合は契約を解除する。

8 その他

入札参加者及びその代理人の本人確認のため、顔写真入りの身分証明書等の提示を求めるので、必ず持参すること。本人確認ができないときは、入札に参加できない。

9 情報公開について

入札結果、参加事業者名は情報公開の対象となり、公表するので、参加事業者にあつてはその旨了解の上入札すること。